事業主の皆さまへ

標準報酬月額の特例改定について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合

健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を翌月から改定することが可能です

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により**休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方**について、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、**特例により翌月から改定可能**です。

例えば**４月から休業手当が支払われた場合**
通常であれば4か月目の７月に改定となります。

今回の特例を利用した場合
５月から改定が可能となります。

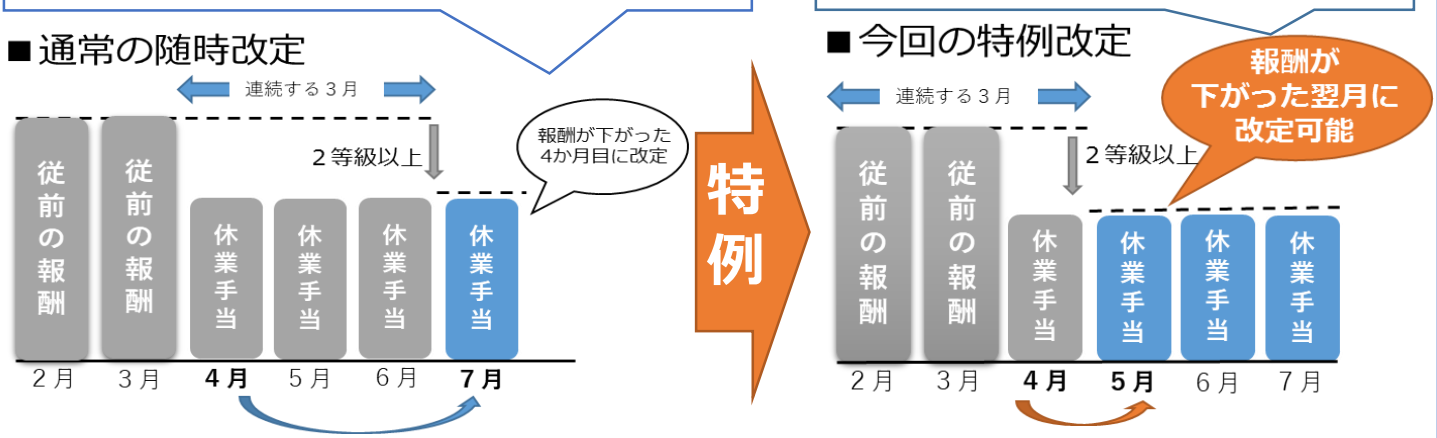

※９月以降は原則、定時決定により決定された標準報酬月額となります。
ただし、定時決定が行われない７・８月改定の方は、休業回復後に随時改定の届出が必要です。
※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

対象となる方

次のすべてに該当する方が対象となります。

□　**新型コロナウイルス感染症の影響による休業**（時間単位を含む）があったことにより、**令和２年４月から７月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方**

□　**著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（１か月分）が**、既に設定されている標準報酬月額に比べて**２等級以上下がった方**※固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。

□　本特例措置による**改定内容に本人が書面により同意**している
※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。
（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。）
※本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。

対象となる保険料

□　令和２年４月から７月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の**令和２年５月から８月分保険料が対象**となります。

※**令和３年１月末日までに届出があったものが対象**となります。それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

申請手続について

□　**月額変更届（特例改定用）**に**申立書**を添付し**管轄の年金事務所に申請**してください。
※管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口へのご提出も可能です。）
※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

詳しくは**「ねんきん加入者ダイヤル」**までお気軽にご相談ください

ねんきん加入者ダイヤル

０５７０－００７－１２３（ナビダイヤル）
０３－６８３７－２９１３（０５０から始まる電話でおかけになる場合）
・受付時間：　月～金曜日：午前８時３０分～午後７時　　第２土曜日：午前９時３０分～午後４時

日本年金機構
Japan Pension Service

標準報酬月額の特例改定　Q&A

Q1 固定的賃金に変動がない場合でも特例改定の対象となりますか？

A **今回の特例改定に限り、固定的賃金の変動の有無に関わりなく、要件に該当する場合は改定の対象**となります。
（例えば、日給者の日給単価に変更はなく勤務日数が減少したことにより報酬が減少した場合、休業により報酬が支払われていない場合なども対象となります。）

Q2 休業のため、給与を支給していない場合や支援金（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金）を受ける場合でも、特例改定の対象となりますか？

A 給与を支給していない場合や支援金を受ける場合でも、**特例改定の対象となります。**
この場合、実際の給与支給額（※）**に基づき標準報酬月額を改定**することとなり、**報酬が支払われていない場合は、今回の特例改定に限り、最低の標準報酬月額**（健康保険は5.8万円、厚生年金保険は8.8万円）**として改定**することとなります。
※支援金は、給与支給額には含みません。

Q3 休業のため、給与計算の基礎日数が17日未満の場合でも、特例改定の対象となりますか？

A **今回の特例改定に限り**、新型コロナウイルス感染症の影響で**事業主から休業命令や自宅待機指示などによって休業となった場合は、休業した日に報酬が支払われていなくても、給与計算の基礎日数として取り扱ってください**。
その上でも、休業のあった月とその前２か月のいずれか１月でも17日未満(※)となる場合は、特例改定の対象となりません。
※特定適用事業所等の短時間労働者は11日未満。

Q4 届出内容や本人の同意などを確認できる書類の添付は必要ですか？

A 届出や申立書の内容を確認できる書類（休業命令等が確認できる書類、出勤簿、賃金台帳、本人の同意書等）については、**添付いただく必要はありません**が、後日、事業所への調査などの際に確認を求める場合がありますので、**届出日から２年間は書類を保管しておいてください**。
なお、本人の同意は、被保険者の不利益とならないよう、必ず、届出を行う前にあらかじめ得ることが必要ですので、特にご注意ください。

Q5 休業が回復した場合には、届出が必要となりますか？

A 特例改定後に、固定的賃金が変動し、随時改定の対象となる場合には、随時改定（月額変更届）の届出を行ってください。
また、**７月又は８月に特例改定が行われた方**には、定時決定が行われないため、**今回の特例改定に限り、休業回復した月（※）から継続した３か月間の平均報酬が２等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無に関わりなく、必ず随時改定（月額変更届）の届出**を行ってください。
※実際の報酬支払の日数が17日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上）となった月です。

Q6 通常の定時決定（算定基礎届）や随時改定（月額変更届）は、どうなるのでしょうか？

A **通常の定時決定（算定基礎届）や随時改定（月額変更届）については、対象者の要件や手続き方法に変更はありません**。
従来どおり、休業中で給与等の支給がない日は給与計算の基礎日数には含まれず、また、固定的賃金の変動があった場合のみ随時改定（月額変更届）の届出の対象となります。

日本年金機構
Japan Pension Service

より詳しくお知りになりたい方はこちら

年金機構　特例改定　検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei.html

様式コード				
2	2	2	1	2

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額変更届

70歳以上被用者月額変更届

令和 2 年 7 月 1 日提出

記入例

特例

受付印

提出者記入欄

事業所整理記号	01 － イロハ
事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 999 － 9999 東京都杉並区高井戸西9-9-9
事業所名称	株式会社 ねんきん商事
事業主氏名	年金 太郎 ㊞
電話番号	03 （ 9999 ） 9999

社会保険労務士記載欄

氏名等 ㊞

項目名

① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	④ 改定年月	⑰ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ
⑤ 従前の標準報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	
⑨ 給与支給月 / ⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額 ⑪ 通貨によるものの額 / ⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計 / ⑮ 平均額 / ⑯ 修正平均額	⑱ 備考

⑦昇(降)給欄に記載した月の翌月を記載してください。

1

①	②	③	④	⑰
99	年金 太郎	5-630503	2 年 6 月	

⑤ 健	厚	⑥	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額
300 千円	300 千円	元 年 9 月	5 月 1. 昇給 2. 降給	月 円

⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計
— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	— 円
— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	⑮平均額 円
5 月	30 日	150,000 円	円	150,000 円	⑯修正平均額 150,000 円

⑨給与支給月の3か月目に記載した月と同じ月を記載してください。

⑬合計欄の金額をそのまま記載してください。

⑱
1. 70歳以上被用者月額変更
2. 二以上勤務
3. 短時間労働者(特定適用事業所等)
4. 昇給・降給の理由 ( )
5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等)
6. その他(特例改定)

2

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が著しく減少した月の報酬のみ記載してください。
(前2か月分の報酬等を記載いただく必要はありません。)

①	②	③	④	⑰
			年 月	

⑤ 健	厚	⑥	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額
千円	千円	年 月	月 1. 昇給 2. 降給	月 円

⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計
— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	— 円
— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	⑮平均額 — 円
月	日	円	円	円	⑯修正平均額 円

⑱
1. 70歳以上被用者月額変更
2. 二以上勤務
3. 短時間労働者(特定適用事業所等)
4. 昇給・降給の理由 ( )
5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等)
6. その他(特例改定)

3

①	②	③	④	⑰
			年 月	

⑤ 健	厚	⑥	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額
千円	千円	年 月	月 1. 昇給 2. 降給	月 円

⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計
— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	— 円
— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	⑮平均額 — 円
月	日	円	円	円	⑯修正平均額 円

⑱
1. 70歳以上被用者月額変更
2. 二以上勤務
3. 短時間労働者(特定適用事業所等)
4. 昇給・降給の理由 ( )
5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等)
6. その他(特例改定)

4

①	②	③	④	⑰
			年 月	

⑤ 健	厚	⑥	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額
千円	千円	年 月	月 1. 昇給 2. 降給	月 円

⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計
— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	— 円
— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	⑮平均額 — 円
月	日	円	円	円	⑯修正平均額 円

⑱
1. 70歳以上被用者月額変更
2. 二以上勤務
3. 短時間労働者(特定適用事業所等)
4. 昇給・降給の理由 ( )
5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等)
6. その他(特例改定)

5

①	②	③	④	⑰
			年 月	

⑤ 健	厚	⑥	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額
千円	千円	年 月	月 1. 昇給 2. 降給	月 円

⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計
— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	— 円
— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	⑮平均額 — 円
月	日	円	円	円	⑯修正平均額 円

⑱
1. 70歳以上被用者月額変更
2. 二以上勤務
3. 短時間労働者(特定適用事業所等)
4. 昇給・降給の理由 ( )
5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等)
6. その他(特例改定)

※ 「⑨給与支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。
※ この届書には**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額の算定の特例」を申し立てる者の届出のみ**記載してください。
※ この届書には「**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の改定に係る申立書」を必ず添付**してください。
（複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。）

この届書は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、報酬の大幅な変動があった場合に、「報酬月額の算定の特例」による特例改定を行うためにご提出いただくものです。

・特例改定の対象者となるのは、以下のすべてに該当した場合となります。

・事業主が**新型コロナウイルス感染症の影響により休業**（時間単位の休業を含む。）させたことにより、**報酬が著しく低下した月**（令和２年４月から７月までのいずれか１か月。以下「急減月」という。）**に休業が生じた者**である場合。

＊「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全１日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において１時間以上労働することができない状態をいいます。

・**急減月に支払われた報酬の総額**（１か月分）に該当する標準報酬月額が、改定前の標準報酬月額より**２等級以上低下**している場合。

・特例改定により改定することについて、**対象者本人が書面により同意**している場合。

・**急減月及びその前２か月**において、**報酬支払の基礎となった日数が17日以上**（特定適用事業所等における短時間労働者の場合は11日以上）である場合。（本特例改定では、報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は日数に含む。）

※　本特例改定においては、通常の月額変更届における取扱いと次の点が異なりますので、ご注意ください。

・**急減月の１か月の報酬を用いて、その翌月分の保険料から標準報酬月額を改定**します。

・基本給や日給等の基礎単価の変動などの**固定的賃金の変動の有無に関わらず**、改定前の標準報酬月額より**２等級以上低下していれば該当**します。

・**急減月に報酬が支払われていない場合も対象**とし、その場合は、**最低等級の標準報酬月額により改定**します。

・**報酬の支給の有無に関わらず**、事業主からの**休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続**している場合は、**報酬支払の基礎日数に含みます。**

・特例改定の対象となる保険料は、**令和２年５月分から８月分の保険料のみ**となります。

・特例改定の届出を行う際には、事業主が作成した**「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書」の添付が必要**です。

・本特例改定により**７月・８月に改定となった被保険者**は、**休業が回復した月（報酬支払の基礎日数が17日以上となった月）以後の継続した３か月の平均の報酬が２等級以上上昇**したときには、**固定的賃金の変動の有無に関わらず、随時改定の届出が必要**となります。

・70歳以上の方について提出する場合は、「⑱備考」欄の「1. 70歳以上被用者月額変更」を〇で囲み、個人番号（又は基礎年金番号）を「⑰個人番号」欄にご記入ください。

【令和２年５月に支払われた給与が急激し、６月から標準報酬月額を改定する場合の記載例】

項目名	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	④ 改定年月	⑰ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ
1	99	年金　太郎	5-630503	2 年 6 月	

⑤ 従前の標準報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑱ 備考
健 300 千円　厚 300 千円	元 9 年 月	5 月　1. 昇給　2. 降給	月 円	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 (　　) 5. 健康保険のみ月額変更 (　70歳到達時の契約変更等　) 6. その他(　特例改定　)

⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額
— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	— 円		
— 月	— 日	— 円	— 円	— 円		— 円	
急減月 5 月	30 日	150,000 円	円	150,000 円	150,000 円		

記入方法

提出者記入欄　：事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称･所在地変更時に付された記号をご記入ください。
事業主の押印は、署名（自筆）の場合は必要ありません。

事業所整理記号			0	1	-	イ	ロ	ハ

①被保険者整理番号　：資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ずご記入ください。

③生年月日　：該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。
【元号】　1．明治　3．大正　5．昭和　7．平成　9．令和
【記入例】　昭和63年5月3日の場合

③	5-630503

④改定年月　：標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。**「⑨給与支給月」に記載した月の翌月が改定年月**となります。

⑤従前の標準報酬月額　：現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。

⑥従前改定月　：「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。

⑦昇(降)給　：**急減月をご記入ください。**また、あらかじめ「２．降給」に〇を付していますので、改めての記載は不要です。

⑧遡及支払額　：急減月に遡及分の支払があった場合は、急減月と遡及差額分の金額をご記入ください。

⑨給与支給月　：急減月をご記入ください。

⑩給与計算の基礎日数　：月給･週給者は暦日数、日給･時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。
本特例に限り、報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は、報酬支払の基礎日数に含みます。※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。

⑪通貨によるものの額　：給料･手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。

⑫現物によるものの額　：報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事･住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)

⑬合計　：「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。

⑭総計　：記載は不要です。

⑮平均額　：記載は不要です。

⑯修正平均額　：**急減月に係る「⑬合計」欄の金額をそのままご記入ください。**

⑰個人番号（基礎年金番号）　：70歳以上被用者の方のみご記入ください。また、本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。

⑱備考　：「1. 70歳以上被用者月額変更」は、被用者が70歳以上の方の場合に、〇で囲んでください。
「2. 二以上勤務」は、被保険者（70歳以上被用者）が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に〇で囲んでください。
「3. 短時間労働者」に該当する場合は、〇で囲んでください。
「5. 健康保険のみ月額変更」は今まで健康保険に加入していた被保険者が、70歳到達時の契約変更等の理由により健康保険のみ月額変更となる場合（70歳以上被用者月額変更には該当しないケース）に〇で囲んでください。
「6. その他」には、あらかじめ〇で囲み、（　）内に「特例改定」と記入していますので、改めての記載は不要です。

お知らせ

・固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの（基本給・家族手当・住宅手当等）のことです。

・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または１カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。

・届出内容や本人同意を確認できる書類については、本届出への添付は不要ですが、後日確認する場合がありますので、**届出日から２年間は保存**してください。

・同一の者が本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後に変更を行うことはできません。

様式コード				
2	2	2	1	2

健康保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額変更届

厚生年金保険　70歳以上被用者月額変更届

令和　　年　　月　　日提出

提出者記入欄

事業所整理記号	
事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒　　－
事業所名称	
事業主氏名	㊞
電話番号	（　　）

受付印

特例

社会保険労務士記載欄

氏名等　　㊞

項目名

① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	④ 改定年月	⑰ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ
⑤ 従前の標準報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑱ 備考
⑨ 給与支給月 / ⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額：⑪ 通貨によるものの額 / ⑫ 現物によるものの額 / ⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計 / ⑮ 平均額 / ⑯ 修正平均額	

1

①	②		③		④ 年　月	⑰
⑤ 健　千円	厚　千円	⑥ 年　月	⑦昇(降)給 月 1. 昇給 2. 降給		⑧遡及支払額 月　円	⑱ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由（　　） 5. 健康保険のみ月額変更（70歳到達時の契約変更等） 6. その他（特例改定）
⑨支給月 ⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)		⑭総計	
⑨支給月 ⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)		⑮平均額	
月　日	円	円	円		⑯修正平均額 円	

2

①	②		③		④ 年　月	⑰
⑤ 健　千円	厚　千円	⑥ 年　月	⑦昇(降)給 月 1. 昇給 2. 降給		⑧遡及支払額 月　円	⑱ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由（　　） 5. 健康保険のみ月額変更（70歳到達時の契約変更等） 6. その他（特例改定）
⑨支給月 ⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)		⑭総計	
⑨支給月 ⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)		⑮平均額	
月　日	円	円	円		⑯修正平均額 円	

3

①	②		③		④ 年　月	⑰
⑤ 健　千円	厚　千円	⑥ 年　月	⑦昇(降)給 月 1. 昇給 2. 降給		⑧遡及支払額 月　円	⑱ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由（　　） 5. 健康保険のみ月額変更（70歳到達時の契約変更等） 6. その他（特例改定）
⑨支給月 ⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)		⑭総計	
⑨支給月 ⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)		⑮平均額	
月　日	円	円	円		⑯修正平均額 円	

4

①	②		③		④ 年　月	⑰
⑤ 健　千円	厚　千円	⑥ 年　月	⑦昇(降)給 月 1. 昇給 2. 降給		⑧遡及支払額 月　円	⑱ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由（　　） 5. 健康保険のみ月額変更（70歳到達時の契約変更等） 6. その他（特例改定）
⑨支給月 ⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)		⑭総計	
⑨支給月 ⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)		⑮平均額	
月　日	円	円	円		⑯修正平均額 円	

5

①	②		③		④ 年　月	⑰
⑤ 健　千円	厚　千円	⑥ 年　月	⑦昇(降)給 月 1. 昇給 2. 降給		⑧遡及支払額 月　円	⑱ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由（　　） 5. 健康保険のみ月額変更（70歳到達時の契約変更等） 6. その他（特例改定）
⑨支給月 ⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)		⑭総計	
⑨支給月 ⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)		⑮平均額	
月　日	円	円	円		⑯修正平均額 円	

※ 「⑨給与支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。
※ この届書には**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額の算定の特例」を申し立てる者の届出のみ**記載してください。
※ この届書には**「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の改定に係る申立書」を必ず添付**してください。
（複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。）

この届書は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、報酬の大幅な変動があった場合に、「報酬月額の算定の特例」による特例改定を行うためにご提出いただくものです。

・特例改定の対象者となるのは、以下のすべてに該当した場合となります。

・事業主が**新型コロナウイルス感染症の影響により休業**（時間単位の休業を含む。）させたことにより、**報酬が著しく低下した月**（令和２年４月から７月までのいずれか１か月。以下「急減月」という。）**に休業が生じた者**である場合。

＊「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全１日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において１時間以上労働することができない状態をいいます。

・**急減月に支払われた報酬の総額**（１か月分）に該当する標準報酬月額が、改定前の標準報酬月額より**２等級以上低下**している場合。

・特例改定により改定することについて、**対象者本人が書面により同意**している場合。

・**急減月及びその前２か月**において、**報酬支払の基礎となった日数が17日以上**（特定適用事業所等における短時間労働者の場合は11日以上）である場合。（本特例改定では、報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は日数に含む。）

※　本特例改定においては、通常の月額変更届における取扱いと次の点が異なりますので、ご注意ください。

・**急減月の１か月の報酬を用いて、その翌月分の保険料から標準報酬月額を改定**します。

・基本給や日給等の基礎単価の変動などの**固定的賃金の変動の有無に関わらず**、改定前の標準報酬月額より**２等級以上低下していれば該当**します。

・**急減月に報酬が支払われていない場合も対象**とし、その場合は、**最低等級の標準報酬月額により改定**します。

・**報酬の支給の有無に関わらず**、事業主からの**休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続**している場合は、**報酬支払の基礎日数に含みます。**

・特例改定の対象となる保険料は、**令和２年５月分から８月分の保険料のみ**となります。

・特例改定の届出を行う際には、事業主が作成した**「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書」の添付が必要**です。

・本特例改定により**７月・８月に改定となった被保険者**は、**休業が回復した月（報酬支払の基礎日数が17日以上となった月）以後の継続した３か月の平均の報酬が２等級以上上昇**したときには、**固定的賃金の変動の有無に関わらず、随時改定の届出が必要**となります。

・70歳以上の方について提出する場合は、「⑱備考」欄の「1. 70歳以上被用者月額変更」を○で囲み、個人番号（又は基礎年金番号）を「⑰個人番号」欄にご記入ください。

【令和２年５月に支払われた給与が急激し、６月から標準報酬月額を改定する場合の記載例】

項目名	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	④ 改定年月	⑰ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ
1	99	年金　太郎	5-630503	2 年 6 月	

⑤ 従前の標準報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑱ 備考
健 300 千円　厚 300 千円	元 9 年 月	5 月　1. 昇給　2. 降給	月 円	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 (　　) 5. 健康保険のみ月額変更 (　70歳到達時の契約変更等　) 6. その他(　特例改定　)

⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額
— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	
— 月	— 日	— 円	— 円	— 円			
急減月 5 月	30 日	150,000 円	円	150,000 円	150,000 円		

記入方法

提出者記入欄　：事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称･所在地変更時に付された記号をご記入ください。
事業主の押印は、署名（自筆）の場合は必要ありません。

事業所整理記号			0	1	-	イ	ロ	ハ

①被保険者整理番号　：資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ずご記入ください。

③生年月日　：該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。
【元号】　1．明治　3．大正　5．昭和　7．平成　9．令和
【記入例】　昭和63年5月3日の場合

③	5-630503

④改定年月　：標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。**「⑨給与支給月」に記載した月の翌月が改定年月**となります。

⑤従前の標準報酬月額　：現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。

⑥従前改定月　：「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。

⑦昇(降)給　：**急減月をご記入ください。**また、あらかじめ「２．降給」に○を付していますので、改めての記載は不要です。

⑧遡及支払額　：急減月に遡及分の支払があった場合は、急減月と遡及差額分の金額をご記入ください。

⑨給与支給月　：急減月をご記入ください。

⑩給与計算の基礎日数　：月給･週給者は暦日数、日給･時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。
本特例に限り、報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は、報酬支払の基礎日数に含みます。※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。

⑪通貨によるものの額　：給料･手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。

⑫現物によるものの額　：報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事･住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)

⑬合計　：「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。

⑭総計　：記載は不要です。

⑮平均額　：記載は不要です。

⑯修正平均額　：**急減月に係る「⑬合計」欄の金額をそのままご記入ください。**

⑰個人番号（基礎年金番号）　：70歳以上被用者の方のみご記入ください。また、本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。

⑱備考　：「1. 70歳以上被用者月額変更」は、被用者が70歳以上の方の場合に、○で囲んでください。
「2. 二以上勤務」は、被保険者（70歳以上被用者）が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
「3. 短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。
「5. 健康保険のみ月額変更」は今まで健康保険に加入していた被保険者が、70歳到達時の契約変更等の理由により健康保険のみ月額変更となる場合（70歳以上被用者月額変更には該当しないケース）に○で囲んでください。
「6. その他」には、あらかじめ○で囲み、（　）内に「特例改定」と記入していますので、改めての記載は不要です。

お知らせ

・固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの（基本給・家族手当・住宅手当等）のことです。

・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または１カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。

・届出内容や本人同意を確認できる書類については、本届出への添付は不要ですが、後日確認する場合がありますので、**届出日から２年間は保存**してください。

・同一の者が本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後に変更を行うことはできません。

月額変更届【特例】用

年金事務所長　　様

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、被保険者の報酬が特に著しく減少しているため、健康保険及び厚生年金保険被保険者の標準報酬月額変更届を提出するにあたり、以下のすべてに該当するとともに、健康保険法第 44 条第１項及び厚生年金保険法第 24 条第１項における「報酬月額の算定の特例」にて標準報酬月額を改定していただくよう申し立てします。

※ 申立てにあたり、以下のすべての項目に該当していることを確認し、チェック☑してください。

□　以下のすべての項目に該当しています。

１　改定の対象となる被保険者は、新型コロナウイルス感染症の影響により休業（時間単位の休業を含む。）させたことにより、届出の対象月において、当該月の報酬の総額が従前の標準報酬月額より２等級以上減少していることを確認しています。

※ 「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全１日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において１時間以上労働することができない状態をいいます。

※　届出の対象月とその前２か月の全ての月に、報酬支払の基礎日数が 17 日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は 11 日以上。以下同じ。）あることが必要です。

２　改定の対象となる被保険者本人から、「報酬月額の算定の特例」により改定すること及び改定内容について、書面により同意を得ています。

※　届出により保険料が遡及して減額された場合、被保険者へ適切に保険料を返還します。

３　改定の対象となる被保険者について、これまでにこの特例による届出を行っていません。

４　改定の対象となる被保険者が、「報酬月額の算定の特例」の要件に該当することが確認できる書類及び被保険者本人の書面による同意書を、届出日から２年間保管します。

【７月又は８月改定となる被保険者に係る届出の場合】

５　改定後、休業が回復した月（※）から３か月の間に支給された報酬の平均が、改定後の標準報酬月額より２等級以上増加する場合は、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、随時改定の届出を行います。また、そのことについて、改定の対象となる被保険者本人から、書面により同意を得ています。

※　休業が回復した月は、実際に報酬を支払った日が 17 日以上ある月をいいます。

【組合管掌健康保険に加入する事業所又は厚生年金基金設立事業所の場合】

６　健康保険組合又は厚生年金基金に対し、同様の特例改定の手続を行います。

【提出者記入欄】

上記の内容に誤りはありません。　　令和　　年　　月　　日提出

事業所整理記号	―
事業所所在地	〒　―
事業所名称	
事業主氏名	印
電話番号	

※ 事業主氏名が自署の場合は、押印は不要です。

※ 複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。

※ 同一の被保険者について、本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後の変更はできません。

参考様式

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る同意書
（月額変更届（特例）用）

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、被保険者の報酬が特に著しく減少しているため、下記のとおり、健康保険法第 44 条第１項及び厚生年金保険法第 24 条第１項の規定による「報酬月額の算定の特例」によって標準報酬月額を改定することについて同意します。

記

１　本特例により、下表の報酬月額に基づき、給与支給月の翌月（以下「改定月」という。）から標準報酬月額が改定され、改定月分から次に改定されるまでの間の健康保険・厚生年金保険料に適用されること。

給与支給月	報酬月額			改定年月（給与支給月の翌月）
	通貨によるものの額①	現物によるものの額②	合計（①＋②）	
２年　　月	円	円	円	２年　　月

※表中の事項は事業主が記載。

２　改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金額などが算出されること。

３　改定月が令和２年７月又は８月の場合（定時決定が行われない場合）は、休業が回復した月(※)から３か月の間に支給する報酬の平均が、本特例による改定後の標準報酬月額より２等級以上増加する場合は、月額変更届による届出を行うこととなること。

※ 休業が回復した月は、実際に報酬を支払った日が 17 日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は 11 日以上。）ある月をいいます。

４　本特例による標準報酬月額の改定が行われた後に、この同意を撤回することはできないこと。

令和　　年　　月　　日

被保険者氏名　　印

※本人の自署による場合は、押印は不要です。

※ この同意書は、報酬月額の算定の特例の届書に添付する必要はありません。
事業所において、届出日から２年間は保存してください。